

令和 6 年第 10 回守山市農業委員会総会議事録

第 10 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 6 年 10 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 43 号～議第 48 号

議第 43 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定
 による農用地利用集積計画の決定をすること
 について

議第 44 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等
 促進計画の案の意見聴取について

議第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
 し、許可をすることについて

議第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 48 号 賃借料情報の提供をすることについて

報告第 43 号～報告第 47 号

報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届

出の報告について

報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい

て

報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借

解約通知について

報告第 46 号 農地変更届出について

報告第 47 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員

1 今井 清市

2 本城 康吉

3 杉江 和

4 國枝 敏孝

5 木村 喜代子

6 深尾 円

7 大島 常弘

8 村瀬 伸一郎

9 岡本 良一

11 服部 重信

12 辰市 祐洋

13 西 直幸

14 大崎 恭義

15 九重 智子

16 千代 博

17	今井	誠二	18	西出	登志和	19	寺田	安喜雄
20	西村	明弘	21	宇野	正	23	西村	正秋
24	西村	潔	25	山本	麻紀代	26	秋山	新治

3 欠席委員

10 番 高橋 謙二委員

22 番 中島 耕治委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	武田	雅義
局 員	参事	寺田	篤司
局 員	指導員	井上	俊明
書 記	事務員	上野	晴美
農政課	課長	福嶋	信宏
農政課	事務員	古家	妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 24 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 10 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 6 年第 10 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 3 件、報告案件 5 件の合計 11 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

7 番 大島 常弘 委員

8 番 村瀬 伸一郎 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 43 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 43 号 農業経営基盤強化促進法
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をす
ることについて （旧基盤法第 18 条）
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 43 号につきまして提案
理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただ
くものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容
を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 43 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

次に、議第 44 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 44 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の意見聴取について （機構法第 18 条第 3 項）

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 44 号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課（会議規則第 9 条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の意見聴取についてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の内容を説明】

以上で、議第 44 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

契約年数が 1 年になっているが、どうしてですか。

○農政課

権利の設定をする者の意向により、健康面を考慮され、1 年毎の更新とされています。

○議長

ほかに、意見はありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議長（第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

よって、本件は、農用地利用集積等促進計画案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 45 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第45号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

本件の 9 番については関係者に委員の方がおられます。
まず、1 番から 8 番を事務局より提案理由の説明をいたさ

せます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第45号の1番から8番の提案理由をご説明申し上げます。議案書3ページ、位置図1ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

1番の案件です。（位置図P2）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 48平方メートルの畑、同じく〇〇〇〇番〇 63平方メートルの畑、同じく〇〇〇〇番 56平方メートルの畑、3筆合計で167平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇 〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、4.1アール、通作距離は0.3キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 301 平方メートルの畑です。

譲渡人は、京都府京都市〇〇区〇〇〇〇町 〇〇番地の
〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇
〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、1.0 アール、通作距離は 0.5 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,166 平方メートルの田です。

譲渡人は、京都府京都市〇〇区〇〇〇〇町 〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇
〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、73.4 アール、通作距離は 0.1 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,128 平方メートルの田です。譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、90.0 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

5 番の案件です。(位置図 P 6)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,154 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 43 平方メートルの田、2 筆合計で 1,197 平方メートルです。譲渡人は、東京都〇〇区〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は 489.8 アール、通作距離は 0.5 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 P 7)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇

1,063 平方メートルの田です。譲渡人は、東京都〇〇区〇
〇丁目〇番〇〇－〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受
人の現在の経営面積は 31.6 アール、通作距離は 1.0 キロ
メートルです。

7 番の案件です。(位置図 P 8)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,020 平
方メートルの田です。譲渡人は、〇〇 〇丁目〇番〇〇号
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇 〇丁目〇番
〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受
人の現在の経営面積は 80.2 アール、通作距離は 1.2 キロ
メートルです。

8 番の案件です。(位置図 P 9)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 984 平
方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 2,711 平方メートル
の田、同じく〇〇〇〇番 3,515 平方メートルの田、3 筆

合計で 7,210 平方メートルです。譲渡人は、〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は 22.3 アール、通作距離は 5.5 キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であり、問題ありません。

また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 45 号の 1 番から 8 番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認

状況を報告いただきます。

では、1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局から説明のとおり、○○町の白地の畑地でございます。現在、譲受人が耕作されており、報告第 45 号で合意解約の上での売買となります。引き続き、耕作されるということで問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局から説明のありました 2 番の案件です。

譲渡人は県外在住の方で保全管理が難しい状況でした。また、譲受人は譲渡人の亡夫の従兄弟であり、今回、譲受人に譲り渡すことにより、近くにある譲受人の畑と同様に耕作を続けていかれるので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3 番、4 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●●番 ●●● ●●●委員

3 番について、譲渡人は県外在住であり、将来戻ってこられる予定がありません。また、譲受人は高齢ですが農業を継続しておらるので、売買が成立しております。

4 番について、譲渡人は高齢で耕作を続けることが困難となりました。また、譲受人は今後開発される工業団地の中に多くの農地を所有されていたため農地が不足するので、その補填としての売買となり、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、5 番、6 番を●●● ●●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●●番 ●●● ●●●委員

5 番、6 番は譲渡人が同じで県外在住のため農地の管理ができないということで、以前から当該地を耕作されている譲渡人に売買されることになりました。これからも耕作を継続していかれると思うので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、7 番を●●● ●●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●●番 ●●● ●●●委員

譲渡人の田の隣地が譲受人の田となっており、連担するので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、8番を●●● ●●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●●番 ●●● ●●●委員

現地確認させていただきました。

譲受人の規模拡大ということで、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第45号 1番から8番については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件の 1 番から 8 番については、許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、9 番の案件について審議いたしますが、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがって、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

（1 名の委員 退室）

○議長

それでは、事務局より 9 番の提案理由の説明をいただきます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 45 号の 9 番の提案理由

をご説明申し上げます。位置図 10 ページから 12 ページとなります。

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 525 平方メートルの畑、および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇〇 155 平方メートルの畑、および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,512 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 741 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 3,224 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,223 平方メートルの田 同じく〇〇〇〇番 2,080 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,203 平方メートルの田 以上 8 筆合計で 13,663 平方メートルです。譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、面積は 3,534.2 アール、通作距離は 1.1 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件については、個人であり、問題ありません。また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件につ

いては、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。以上で、議第45号の9番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、9番の案件を現地確認いただいた●● ●●委員に報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現地確認いたしました。

以前から、当該地の8筆を譲受人が耕作されていて、譲渡人の意向で売買が成立しました。引き続き耕作されるので問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を

いたします。

本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件の9番については、
許可相当とすることに決しました。

○議長

●● ●●委員に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

それでは、次に、議第46号を議題といたします。書記
に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第46号 農地法第4条第1項の
規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 46 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 6 ページ、位置図は 14 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 15～P 16)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 269 平方メートルの畑で、申請人は〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。転用の事由は貸資材置場で、利用者は株式会社 〇〇〇〇〇〇です。〇〇〇〇〇〇が現在〇〇町で借りている約 500 平方メートルの資材置場を返却し、事業所の近くに移転する計画とのことです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 46 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●
●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

以前から借りている資材置場は、学童の通学路のすぐそばにあり危ないため別の場所に変更したいということで、申請地となりました。問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

現地確認させていただきました。特段現状に変更ありません。一部農地が残るようですが、位置図 16 ページに記載されているように、後日 5 条許可申請を行われると聞いています。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

位置図 16 ページの土地利用計画平面図に造成ありませんと記載されていますが、田に直接資材を搬入されるということですか。

○●番 ●● ●●委員

現在は畑になっておりますが、もうすでに造成されている感じで、何も埋め立てたりせず、すぐに使える状態になっています。

○●番●● ●●委員

申請地周辺の畑は砂地で道路の高さと同じくらいになっており、造成しなくてもそのまま使える状況になっています。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり

ませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 47 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 47 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 7 ページ、位置図は 18 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件で

ございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 19-20)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 30 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、同じく〇〇〇〇番〇 452 平方メートルの田で 譲渡人は 〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、2 筆合計で 482 m²です。譲受人は京都市〇〇区〇町 〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地（2 区画）です。なお、備考欄に記載のとおり、申請地は〇〇町地区地区計画区域内で開発許可に該当します。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に〇〇小学校と〇〇〇〇〇〇あることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 21-22)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 403 平方メートルの畑で譲渡人は草津市〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は草津市〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は月極駐車場です。

立地基準の判断については、10 ヘクタール未満の農地の区域で、住宅公共施設がれんたんした区域に近接しているため第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 23-25)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 地目は田で、1,167 平方メートルのうち 199.45 平方メートルです。譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載

のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は農業用倉庫の新築です。備考欄に記載のとおり、譲受人は土地所有者の息子です。また、申請地は令和6年9月17日に農用地区域の軽微変更済みで、農業用施設用地となっています。

立地基準につきまして、農用地区域内の農地ではありますが、守山市の農用地利用計画で指定された用途であることから、例外的に許可ができるものです。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第47号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いたします。

まず、1番を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件ですが、○○町地区地区計画区域内で以前から周囲が開発されており、隣接する田もないので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

申請地は○○団地の一番端にあり、畑として耕作していただいておりますが、ほとんど管理がされず雑木等が毎年生えている状況でした。農業組合から畑の管理を譲渡人をお願いしていましたが雑草の管理がされませんでした。譲受人は譲渡人の伯父にあたり、私からお願いに行った経緯もあり、月極駐車場になります。

近隣の田については、入水側溝と排水側溝を新しくやり替えていただくことになったので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局から説明のありましたように、譲受人は開発予定の工業団地内に農地の一部を農業用倉庫として、野菜の選別・梱包等に使用されていましたが、撤去されるため、新たに譲渡人の土地を借りて農業用倉庫を建てることになりました。

令和6年9月17日に農用地区域軽微変更済であり、周

辺農地への影響もないことから問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

各委員から報告のとおり、問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

次に、議第 48 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 48 号 賃借料情報の提供をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 48 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

賃借料情報の提供をすることについては、賃借料の額を公表することについて、本委員会の決定を求めるものでございます。

農地法第 52 条の規定に基づき、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された賃借料を集計し、情報提供します。別紙の「守山市賃借料情報」をご覧ください。

令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までに締結または公告

されました 1 反あたりの平均価格を求めたものです。田については各学区に、畑は普通畑と野洲川跡地の特殊畑に分けております。普通畑はデータ数が乏しいため、市内全域を一つの区域としております。また、令和 2 年度に公表した賃借料では、コメの物納として J A の概算金を参考にし組み入れておりましたが、近年の概算金の変動が激しく参考に値しないことから、令和 3 年度より除外しております。

別紙の資料をご覧ください。

(別紙の資料説明)

なお、この「賃借料情報」は、平均であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結をお願いしています。

以上で、議第 48 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

以前、説明いただいているかもしれませんが、この期間の契約締結された実勢賃借料の各データが出ていると思います。ここに出ている賃借料というのはこの期間におけ

る賃料の平均をもとにこの金額で締結したということですか。

○事務局

事務局としてはそのように考えています。

実際、賃借の中で実勢賃借料相当という形で契約されている方もいらっしゃると思います。そのような方についても年ごとの社会情勢も踏まえて双方でお話しいただいたらと思います。今年は非常に天候不順で不作であったなど、実勢賃借料で契約締結された方は再度お話しただけたらと思っております。当局としては、この賃借料情報が実勢と考えております。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

ほかに、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

資料の中で、10 アール当たりの賃借料で一部網掛けしてあるところがあるが、これは米または玄米で渡すということですか。

○事務局

資料の網掛け部分については、金額相当の玄米もしくは

米の物納ということです。物納に関しては除外しております。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり賃借料情報として提供することに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり賃借料情報として提供することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 43 号から報告第 47 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

11 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

119 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 46 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 47 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今回、多くの解約の届出がございます。

農地パトロールをさせていただいて非耕作地があり、その中で以前解約の手続きが行われたが開発が予定されているにもかかわらず、開発が進まず荒れ地になっている農地があります。そのため、所有者に草の管理をお願いしたが、売買したので関係ない旨の回答をされたので、所有者と相手の方とで話し合っていたいただき、隣地に影響のないよう草刈りを行っていただきたいと依頼しました。今後、このような管理の指導はどのように進めていったらよいか、教えていただけますか。

○事務局

農地転用の申請で、受理または許可した場合、受理通知書もしくは許可書を交付した時点で譲受人の管轄と考えており、前所有者は対象ではないという理解です。

○●番 ●● ●●委員

届出受理通知書や許可書を申請人が受け取ったときに所有者に対して、目的が達成されるまでの間は保全管理について周知されていますか。現状、保全管理が行われないため周辺農地から苦情が出ていることをご理解いただきたい。

○事務局

転用に関しては、大規模な案件の開発にかかわるものは開発行為指導審査会の事前審査で要件付けをする場合があります、農業委員会としては「転用着手までは開発申請人が保全管理をしてください。」という要件を付けています。ただ、小規模案件については要件付けをすることがなく、一般的な許可条件しかないため、許可をしたら速やかに着工するということが基本的な条件となっており、小規模案件は即、着工してもらうよう指導しています。

○議長

この問題は難しい問題です。

遊休農地で周辺農地に影響が出ているものは所有者に保全管理していただくよう伝え、それ以降改善されない場合は事務局に報告相談していただき、事務局と委員で対応していただきたいと思います。

○●番 ●● ●●委員

今後、事務局と相談し進めていきたいと思います。

○●番 ●● ●●委員

耕作者から相談を受けました。

中間管理機構を通して賃借している担い手が耕作している田のあぜの草が刈られず放置されひどいことになっ

ているといわれています。農業委員会として中間管理機構
に対して保全管理をきちんとしてもらえないか、また文書
等出してもらえないかという相談を受けました。

○議長

中間管理機構の窓口になっている農政課に相談します
ので、預からせていただけますか。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

質問など、他にありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終
了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和6年10月23日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

7番 大島 常弘 委員

8番 村瀬 伸一郎 委員